

新旧対照表

保護預り約款 (2022.4.7) (下線部改正)

新	旧
<p>(現行どおり)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第 3 条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管金融機関等に保管する場合があります。 2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。 3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。 4 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。 5 当社は、前各号に定めるほか、第三者に当社の保管業務を委託することがあります。 <p>(混合保管等に関する同意事項)</p> <p>第 4 条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。 2 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。 <p>(削除)</p> <p>(混合保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第 5 条 混合して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>(省略)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第 3 条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管金融機関等に保管する場合があります。 2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。 3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。 4 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。 5 当社は、前各号に定めるほか、第三者に当社の保管業務を委託することがあります。 <p>(混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>第 4 条 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。 2 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。 <p>(当社で保管する株券が破綻会社株券となった場合)</p> <p>第 5 条 <u>お客様のお申出により当社で保管する株券について、発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行った場合、または当該発行者について破産手続き開始の決定がなされた場合などにおいて、当社は第10条第1項の規定によりあらかじめ返還の期限日をお客様にお知らせし、当該期限日までにお客様から返還のご請求がないときには、当該株券を破棄することがあります。</u></p> <p>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第 6 条 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(省略)</p>

(お客様への連絡事項)

第 9 条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- 1 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
- 2 混合保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還額
- 3 最終償還期限
- 4 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の扱い部門の長あてに直接ご連絡ください。

(現行どおり)

(償還金等の代理受領)

第 11 条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(現行どおり)

(個人情報等の取扱い) 要注意：本条は個人情報の取扱いに関する条文です。

第 25 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者

(お客様への連絡事項)

第 10 条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- 1 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
- 2 混蔵保管中の債券について第 6 条の規定に基づき決定された償還額
- 3 最終償還期限
- 4 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の扱い店の部長あてに直接ご連絡ください。

(省略)

(償還金等の代理受領)

第 12 条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第 6 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(省略)

(個人情報等の取扱い)

第 26 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

2019年7月16日現在

として扱われる者を除きます。)

2022年4月7日現在

株式等振替決済口座約款 (2022.4.7)

(下線部改正)

新	旧
<p>(現行どおり)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 27 条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)2 残高照合のための報告3 お客様に対して機構から通知された事項 <p>2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の扱い部門の長あてに直接ご連絡ください。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第 43 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</p> <p>(個人情報の取扱い) 【<u>要注意：本条は個人情報の取扱いに関する条文です。</u>】</p> <p>第 44 条 お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p>	<p>(省略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 27 条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)2 残高照合のための報告3 お客様に対して機構から通知された事項 <p>2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の扱い店の部店長あてに直接ご連絡ください。</p> <p>(省略)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第 44 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第 43 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されること</p>

<p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <ul style="list-style-type: none">① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） <p style="text-align: right;">2022年4月7日</p>	<p>について同意していただいたものとして取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none">③ 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織④ 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） <p style="text-align: right;">2019年7月16日</p>
--	--